

人口問題研究

第二卷 第七號

研究

初婚者の結婚費

岡崎文規
根村當三郎

一、序 言

「人口政策確立要綱」には婚姻奨励の一方策として、婚資貸付制度の創設を提起してゐるが、かかる制度を創設し、これを實施するにあつて、職業別および年齢別による婚姻者の所得と結婚費用との關係に關する統計資料は必ずその参考に資せらるべきものと信ずる。然るに、從來、この種の統計資料が全く欠如してゐたことは甚だ遺憾である。

本研究所においては、所得と結婚との關係より結婚年齢遅延の原因を究明し、もつてわが國人口政策に關する一基本資料を整備する目的で、「初

初婚者の結婚費

婚者所得調査」を實施したのである。多くの調査事項のなかで、初婚者の職業別による所得と結婚費用との關係に關する調査結果は漸く整理がついたので、それを發表しようと思ふ。

本調査の要綱はすでに本誌第一卷第七號に記載されてゐるから、こゝでくり返し縷述しないが、東京市三十五區の内、俸給生活者ならびに工場労働者の比較的多数住居してゐると見られる本所區、大森區、世田谷區、杉並區および荒川區の五區において本籍を有し又は寄留せる者にして、昭和十五年十月一日乃至同年十二月三十一日の三ヶ月に婚姻せる双方初婚者に「初婚者所得調査票」を配付して、所定の調査事項の記入を依頼したのである。

回答を得たる調査票のうち、記入不完全なものを除去し、調査に使用した有効票は全部で七〇七であつた。これを婚姻種別に分類すれば普通婚姻六七五、入夫婚姻三二である。結納金は、普通婚姻では、夫の側より、入夫婚姻では妻の側より贈るものと思はれるから、普通婚姻と入夫婚姻とを總括して、結納金の平均額を算出しても實際の状況とかけ離れた結果になるであらう。従つてここでは觀察數の少い入夫婚姻の場合をしばらく考慮の外において、普通婚姻の調査票のみを整理することにした。

普通婚姻における初婚の夫を職業別に分類すれば次の如くである。

俸給生活者 二一九

自由業 二二一

中小商工業者	一一〇
工場勞務者	二二一
交通勞務者	二三
日 傭	七
其ノ他ノ勞務者	七四
合 計	六七五

初婚の妻を夫の職業別に分類すれば、夫の場合と同數であることはいふまでもない。次に初婚の妻を婚姻前における妻の職業別に分類すれば次の如くである。

女子事務員	四六
女子勞務者	八〇
自由業	一四
中小商工業者	七
家事使用人	三四
農 業	三〇
無 職	四六四
合 計	六七五

右の統計によれば、夫で無職の者は皆無であるが、妻にあつては、婚姻前においても無職の者は頗る多數であつて、全體の六割九分を占めてゐる。

二、職業別による夫の平均月收入

婚姻當時における初婚の夫はどれだけの平均月收入があるかを職業別に示せば第一表の如くである。

第一表 職業別による夫の平均月收入

夫ノ職業	平 均 月 收 入
俸給又ハ賃銀	一〇六・〇
其ノ他ノ收入	八・二〇
合 計	一一四・二〇

自 由 業	六二・九〇	六三・五〇	一二六・四〇
中小商工業者	—	一二六・九〇	一二六・九〇
工場勞務者	八一・四〇	二・七〇	八四・一〇
交通勞務者	八六・五〇	八・七〇	九五・二〇
日 傭	七一・四〇	—	七一・四〇
其ノ他ノ勞務者	七六・八〇	〇・九〇	七七・七〇
總 平 均	七五・一〇	二六・六〇	一〇一・七〇

右の第一表で、まづ初婚の夫全體の平均月收入を見ると、百一圓七十錢であり、これを俸給又は賃銀と其の他の収入とに區別すれば、俸給又は賃銀は七十五圓十錢、其の他の収入は二十六圓六十錢である。更にこれを職業別に見ると、中小商工業者の百二十六圓九十錢が最高である。これに次いで自由業の百二十六圓四十錢が高いが、俸給の六十二圓九十錢に對して其の他の収入は六十三圓五十錢であつて、俸給よりも其の他の収入の方が稍、多くなつてゐる。自由業には、教師或は新聞雜誌記者の如く専ら俸給によつて生活してゐる者と、醫師或は藥劑師の如く俸給によらないで生活してゐる者とが含まれてゐるから、俸給と其の他の収入との割合は右のやうな關係になるのであるが、その合計の百二十六圓四十錢は婚姻當時における自由業者の經濟的地位を示してゐるものと看することが出来るであらう。俸給生活者（主として銀行、會社員）の収入はこれよりも稍、少く百十四圓二十錢である。そして収入の大部分は俸給であつて、百六圓、其の他の収入は僅か八圓二十錢に過ぎない。

これに反して収入の最も少いのは日傭の七十一圓四十錢であつて、その全部は賃銀収入である。其の他の勞務者（植木職、左官職、指物職等）の収入はこれよりも僅か多く七十七圓七十錢である。また工場勞務者および交通勞務者の収入はこれよりも更に幾分多くなつてゐるが、いづれも百圓未

満であつて、工場勞務者では八十四圓十錢、交通勞務者では九十五圓二十錢である。兩者ともに賃銀以外の其の他の収入は極めて僅少である。

これによつてみれば、初婚の夫の平均月收入は、全體としては百圓見當であるが、しかし職業の種類によつて差等があり、中小商工業者、自由業者および俸給生活者の収入は全體の平均収入よりも一割五分乃至二割五分大である。そして交通勞務者の収入は全體の平均収入よりも五分少く、工場勞務者、其の他の勞務者および日傭の収入は全體の平均収入よりも一割五分乃至三割少くなつてゐる。

三、職業別による夫の平均結婚費用

夫の結婚に要したる費用は結納金、支度費、結婚式及び披露宴に要したる費用、世帯を持ちたるため特に要したる費用の四項目に分ちて調査したのであるが、まづ第一にこれら各種の費用を總括したものを職業別に觀察し、平均月收入に対する平均結婚費用の割合を職業別に比較しようと思ふ。職業別による夫の平均婚姻費用および平均月收入に対する平均結婚費用の割合を示せば第二表の如くである。

第二表 職業別による夫の平均結婚費用および平均月收入に対する平均結婚費用の割合

夫ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計ニ對スル自己負擔ノ割合	平均月收入ニ對スル平均結婚費用ノ割合
	自己負擔	自己以外負擔		
俸給生活者	二四六・二〇	三〇〇・六〇	五九〇・〇〇	四一・四三%
自由業	二六〇・〇〇	三九二・三〇	六五二・三〇	五二・五二%
中小商工業者	三三三・七〇	一四一・〇〇	四七四・七〇	三九・一七%
工場勞務者	一九六・〇〇	二〇四・〇〇	三九〇・〇〇	四三・八一%
交通勞務者	一九〇・〇〇	六五・七〇	二五五・七〇	三三・三三%
初婚者の結婚費用			七四七・〇	二七・二九%

日	備	其ノ他ノ勞務者	總平均
一三六〇	八一五〇	二四一〇〇	三三六〇
二九五二〇	三三〇九〇	八九五〇	三〇四〇
六六〇	二九七二七	三〇九〇	四九二〇
四三三二	二九七二七	六二四	五二八
			四三三六

第二表で、職業別に夫の平均結婚費用を見ると、俸給生活者の五百九十九圓が最も高い。これに次いで中小商工業者の五百三十七圓八十錢、自由業者の四百九十五圓二十錢が高い。爾餘の職業における平均結婚費用はこれよりも遙かに少く、工場勞務者では三百八十八圓八十錢、日傭では二百九十五圓十錢である。また平均結婚費用の最も少いのは其の他の勞務者の二百三十圓九十錢、交通勞務者の二百五十九圓七十錢である。全體の平均について見れば、結婚費用は一人當り四百三十九圓十錢である。故に俸給生活者、自由業者および中小商工業者はこの全體の平均結婚費用よりも多くの結婚費用を使用してゐる。

次に第二表で明らかなる如く、いづれの職業における夫も結婚費用の全部を自ら負擔することは困難であるためか、その一部は他人によつて負擔されてゐる。そしてあらゆる職業を通じてこれを平均的に見れば、結婚費用總額に對する自己負擔の割合は五割二分であつて、結婚費用の約半額は他人の負擔になつてゐる。しかし結婚費用總額に對する自己負擔の割合は職業の種類によつて、大いに異なつてゐる。すなはち自己負擔の割合は、交通勞務者の七割四分七厘が最も多く、これに次いで中小商工業者の六割三分九厘、工場勞務者の六割二分二厘、其の他の勞務者の六割一分二厘が多い。これに反して自由業者の二割五分四厘が最も少く、結婚費用の四分の一を自ら負擔してゐるに過ぎない。俸給生活者の自己の負擔の割合も全體の平均よりも少く、四割一分四厘である。故に一般的に言つて、比較的知識階級に屬してゐると見られる俸給生活者および自由業者は、各種の勞

務者よりも比較的にして結婚費用を自ら負擔する割合が少い。

次に平均月收入に對する結婚費用の割合を見ると、全體の平均では四三割強になつてゐる。すなはち結婚費用は平均月收の四倍強に達してゐる。しかしこの場合にも、職業の種類によつて大なる差等がある。すなはち俸給生活者は平均月收入の五十二割以上を結婚費用として支出してゐる。平均月收入に對する結婚費用の割合は、俸給生活者において最も大であり、その他の職業においては、全體の平均よりもいづれも少い。結婚費用が平均月收入に對して四倍見當に達してゐるのは、中小工業者の四十二割強、日傭の四十一割強である。これに反して其の他の勞務者の二十九割強、交通勞務者の二十七割強が最も少い。

次に結婚費用は結納金、結婚式および披露宴に要したる費用、支度費、世帯を持つに要したる費用の四項目に分類することが出来るが、結婚費用總額に對するそれぞれの費用の百分比を、職業別に示せば第三表の如くである。

第三表 職業別による夫の結婚費用の支出項目別

夫ノ職業	結納金 結婚式及披露宴ニ要シタル費用	支度費 世帯ヲ持ツニ要シタル費用	合計			
				實數	百分比	
俸給生活者	三三六〇	二六四〇	五九〇〇	三六・〇	四四・〇	一〇〇・〇〇
自由業	三三四〇	二〇一〇	五三五〇	三三・〇	三〇・一	一〇〇・〇〇
中小商工業者	七六〇〇	一〇三三〇	一七九三〇	四二・〇	五七・七	一〇〇・〇〇
工場勞務者	一四〇〇	三三六	一七三六	八・〇	一九・九	一〇〇・〇〇
總平均	二六二五	二〇四〇	四六六五	二八・二	三三・〇	一〇〇・〇〇

交通勞務者	日傭	其ノ他ノ勞務者	總平均					
				實數	百分比			
四四〇〇	四七三〇	四二四〇	八〇四〇	二六・三	三三・三	三三・四	三三・三	一〇〇・〇〇
九六七〇	三五〇〇	四三三六	一六三三〇	九・〇	九・〇	九・〇	九・〇	三三・九
五五三〇	八二七〇	七〇七〇	一九九一〇	三三・三	四一・〇	三三・三	三三・三	一〇〇・〇〇
六二三〇	四〇七〇	一三三九	一九九一〇	三三・三	二〇・九	三三・三	三三・三	一〇〇・〇〇
二五九七〇	一九五二〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	二五・九	一九・五	一〇・〇	二五・九	一〇〇・〇〇

第三表で見ると、全體の平均では、結婚費用に對して、結納金は一割八分三厘、結婚式および披露宴に要したる費用は三割七分二厘、支度費ならばに世帯を持つに要したる費用の割合は略ぼ同一で、それぞれ二割二分三厘ならびに二割二分一厘である。これによつて見ると、結婚費用の中では結婚式および披露宴のために使用する費用の割合が最も多く、支度費ならびに世帯を持つために要する費用はこれに次いで多く、略、同一の割合を示し、結納金の割合は最も少い。この傾向は職業の種類を異にしても全く同一であるが、しかし結婚費用全體に對しそれぞれの支出項目の占むる割合は、職業の種類によつて相當に大なる差等を示してゐる場合も少くない。

まづ結納金について見ると、全體の平均は結婚費用の一割八分三厘であるが、自由業者においては二割六分五厘に達してゐる。これに次いで俸給生活者の二割六厘が多い。故に比較的知識階級に屬すると見られる者は、結婚費用の中で、結納金に支出する割合が比較的が多い。爾餘の職業における結納金の割合は平均の一割八分三厘よりも常に少く、中小商工業者の一割四分五厘、日傭の一割六分弱が最も少い。

次に結婚式および披露宴に要したる費用の割合は、四割二分三厘に達してゐる日傭および三割四分六厘の工場勞務者の場合を除けば、いづれの職

業においても平均の三割七分二厘に極めて接近してゐて、大した差等はな
い。

次に支度費の割合は日傭の二割七分八厘が最も多い。これに次いで工場
勞務者の二割五分八厘、其の他の勞務者の二割五分弱が多く、いづれも平
均の二割二分三厘を凌駕してゐる。その他の職業における支度費の割合は
平均の二割二分三厘に比して多少の大小はあるが、その差は極めて少
さ。

最後に世帯を持つに要したる費用においては、中小商工業者の二割七分
八厘、自由業者の一割三分二厘、日傭の一割三分八厘はいづれも平均の二
割二分一厘に比して相當に大なる差があるが、その他の職業における世帯
を持つに要したる費用の割合には大した差等がなく、平均の二割二分強に
極めて接近してゐる。

三、夫の職業別に見たる妻の平均結婚費用

妻の平均結婚費用を夫の職業別に示せば次の第四表の如くである。

第四表 夫の職業別による妻の平均結婚費用

夫ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計ニ對 スル自己 負擔ノ割 合
	自己負擔	自己以外 ノ負擔	
俸給生活者	八二・六〇	七六六・九〇	八四九・五〇
自由業	二八・六〇	八三五・〇〇	八六三・六〇
中小商工業者	八一・二〇	三四七・六〇	四二八・八〇
工場勞務者	七八・七〇	一六五・八〇	二四四・五〇
交通勞務者	七一・三〇	一一一・六〇	一八二・九〇
日傭	六五・七〇	一一三・五〇	一七九・二〇
其ノ他ノ勞務者	五〇・八〇	一一二・〇〇	一七二・八〇
總平均	七五・四〇	四〇四・一〇	四七九・五〇

初婚者の結婚費

第四表で妻の全體の平均結婚費用を見ると、四百七十九圓五十錢であ
る。しかしこの平均結婚費用は夫の職業の種類によつて大いに異なつてゐ
るのであつて、夫が自由業者である妻の平均結婚費用は最も多く八百六十
三圓六十錢に達してゐる。これに次いで俸給生活者における八百四十九圓
五十錢が多い。その他の職業における妻の平均結婚費用は著しく少くなつ
てゐるのであつて第三位の中小商工業者における妻の平均結婚費用は四百
二十八圓八十錢である。そして妻の平均結婚費用の最も少いのは其の他の
勞務者における百七十二圓八十錢、日傭における百七十九圓二十錢である。
これによつて見ると、比較的知識階級と見られる夫と結婚する妻は比較
的に多くの結婚費用を使用し、一般に勞務者と結婚する妻は比較的僅か
な結婚費用を使用してゐることがわかる。

次に結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では一
割五分七厘であつて、八割五分弱は他人の負擔になつてゐる。更にこれを
夫の職業別に見ると、自由業者と結婚する妻は結婚費用の僅か三分三厘を
自ら負擔してゐるに過ぎない。また俸給生活者と結婚する妻も一割未満を
負擔してゐるに過ぎない。自由業者或ひは俸給生活者と結婚する妻は最も
多くの結婚費用を使用してゐるに拘らず、自己負擔の割合は最も少いので
あつて、これらの妻の大部分は結婚前に職業をもたず、従つて結婚費用を
自ら準備する者の最も少いことが推測される。これに反して交通勞務者と
結婚する妻は三割九分弱、日傭と結婚する者は三割六分六厘、工場勞務者
と結婚する妻は二割二分強の結婚費用を自ら負擔してゐるのである。中小
商工業者と結婚する妻は、その中間に位してゐて、結婚費用の一割九分弱
を自ら負擔してゐる。

次に平均結婚費用は夫と妻との間でどれほどの差異があるかを、夫の職

業別に觀察しよう。夫の職業別による夫妻の平均結婚費用を示せば次の第五表の如くである。

第五表 夫の職業別による夫妻の平均結婚費用

夫ノ職業	夫ノ結婚費用	妻ノ結婚費用	夫ノ結婚費用ニ對スル妻ノ結婚費用
俸給生活者	五九九・〇〇	八四九・五〇	一四一・八二
自由業	四九五・二〇	八六三・六〇	一七四・三九
中小商工業者	五三七・八〇	四二八・八〇	七九・七三
工場勞務者	三一八・八〇	二四四・五〇	七六・六九
交通勞務者	二五九・七〇	一八二・九〇	七〇・四三
日傭	二九五・一〇	一七九・二〇	六〇・七三
其ノ他ノ勞務者	二三〇・九〇	一七三・八〇	七四・八三
總平均	四三九・一〇	四七九・五〇	一〇九・二〇

第五表で見ると、全體の平均では、夫の結婚費用は四百三十九圓十錢、妻の結婚費用は四百七十九圓五十錢であつて、夫の結婚費用に對して妻の結婚費用は約一割多いことになつてゐる。しかしこれを夫の職業別に見ると、妻の結婚費用が夫の結婚費用よりも多くなつてゐるのは、自由業者および俸給生活者の場合に限られてゐるのであつて、その他の職業においては、いづれも妻の結婚費用は夫の結婚費用よりも少い。すなはち自由業者においては妻の結婚費用は夫の結婚費用の一・七四倍であり、俸給生活者においては妻の結婚費用は夫の結婚費用の一・四二倍である。これに反してその他の職業においては妻の結婚費用は夫の結婚費用の六割乃至八割である。

次に結婚費用總額に對する結納金、結婚式および披露宴に要したる費用、支度費、世帯を持つに要したる費用の百分比を、夫の職業別に示せば

第六表の如くである。

第六表 夫の職業別による妻の結婚費用の支出項目別

夫ノ職業	結納金		支度費		世帯ヲ持つニ要スル費用		合計
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
俸給生活者	一八三〇	二一・四	一〇七三〇	一三・三	六七三六〇	五〇・六	八四九五〇
自由業	二六六〇	二八・六	九〇七〇	九・七	七〇六二〇	三六・〇	八六三六〇
中小商工業者	三三二	三・三	一〇五〇	一〇・五	八二七七	四四・一	一〇〇〇〇
工場勞務者	六八〇	六・八	四九二〇	四九・二	三五一八〇	三〇・〇	四三六八〇
交通勞務者	一五九	一・五	二四七	二・四	八二四〇	四九・〇	一〇〇〇〇
日傭	二九〇	二・九	三二五〇	三・五	一八三〇〇	二七・七	二四四五〇
其ノ他ノ勞務者	二一九	二・一	二三八	二・八	七四六〇	二二・三	一〇〇〇〇
總平均	二二〇	二・二	二三五〇	二・五	一四一六〇	二六・〇	一八二九〇
普通婚姻では、妻の側における結納金は謂ゆる袴料であつて、夫の側における結納金の如く金額の多くないのが普通であらう。従つて第六表において見られる通り、妻の結婚費用總額に對する結納金の割合は極めて少い。すなはち全體の平均において、一分九厘である。結納金の割合の最も多いのは自由業者における妻の場合であるが、それでも僅かに三分三厘に過ぎない。勞務者の妻における結納金の割合は一般に著しく少く、日傭の妻においては零である。							

結婚式および披露宴に要したる費用の割合も、妻の場合には比較的少く、全體の平均で一割二分五厘である。その金額から見ても、夫の百六十三圓五十錢に對して、妻の場合には六十圓三十錢に過ぎない。故に普通婚姻においては、結婚式および披露宴のための費用は夫の例において多くの部分を負擔してゐることがわかる。そして結婚費用總額に對する結婚式および披露宴に要したる費用の割合は、其の他の勞務者における妻の一割七分を除けば、いづれの夫の職業における妻も、一割乃至一割三分を支出してゐるに過ぎない。また世帯を持つに要したる費用の割合も、全體の平均において僅か六分五厘であり、その金額は三十一圓三十錢である。夫の場合の二割一分、九十七圓十錢に比較すれば遙かに少い。更にこれを職業別に見るも、工場勞務者の妻が一割一分三厘を支出してゐる以外、その他の夫の職業における妻は四分乃至六分を支出してゐるに過ぎない。日傭の妻においては、この支出は零である。

然るに支度費の割合は、妻の場合においては著しく大きい。全體の平均で七割九分に達し、これを金額で示すと三百七十八圓八十錢である。夫の二割二分三厘、九十八圓十錢に比較すれば、結婚費用總額に對する割合において、また金額においても甚だ大である。故に妻の場合には、結婚費用の大部分は支度費に支出されてゐることがわかる。更にこれを職業別に分ちて見れば、日傭の妻の八割五分二厘が最も多く、これに次いで中小商工業者の妻の八割二分、自由業者の妻の八割一分七厘が多い。これに反して工場勞務者の妻の七割四分六厘が最も少い。しかしこれを金額で示すと、自由業者の妻の七百六圓二十錢、俸給生活者の妻の六百七十三圓四十錢が最も多く、反對に其の他の勞務者の妻の百三十三圓九十錢、交通勞務者の妻の百四十五圓六十錢が最も少い。

四、夫の職業別に見たる一夫婦の平均結婚費用

結婚費用を夫の場合と妻の場合とに分ちて觀察したが、更にこれを合計して、一夫婦の平均結婚費用を夫の職業別に觀察しよう。これによつてそれだけの夫の職業別における結婚費用總額を比較することが出来るであらう。夫の職業別による一夫婦の平均結婚費用は次の第七表の如くである。

第七表 夫の職業別による一夫婦の平均結婚費用

夫ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計
	結婚式及披露宴ニ要シタル費用	世帯ヲ持ツニ要シタル費用	
俸給生活者	1,270.00 円	3,550.00 円	4,820.00 円
自由業	2,000.00 円	2,620.00 円	4,620.00 円
中小商工業者	4,490.00 円	3,510.00 円	7,990.00 円
工場勞務者	5,480.00 円	2,490.00 円	7,970.00 円
交通勞務者	4,500.00 円	2,330.00 円	6,830.00 円
日傭	4,700.00 円	1,510.00 円	6,210.00 円
其ノ他ノ勞務者	4,700.00 円	2,170.00 円	6,870.00 円
總平均	4,260.00 円	3,330.00 円	7,590.00 円

全體の平均では、一夫婦の平均結婚費用は九百十八圓五十錢である。故に一結婚につき夫妻の双方で支出する結婚費用の合計は、平均的に見て約九百圓である。わが國の市部における一ケ年の婚姻件数は約十六萬であつて、略、これを同一の結婚費用を使用するものと假定すれば、結婚費用の總額は一億四千四百萬圓に達する計算となる。もしこれに郡部の婚姻件數三十七萬の結婚費用を加算すれば相當の巨額に達する見込みである。

一夫婦の平均結婚費用は全體の平均としては九百十八圓五十錢であるが、しかしこれを夫の職業別に見れば大なる差等があるのであつて、俸給

生活者の千四百四十八圓六十錢が最も多く、これに次いで自由業者の千三百五十八圓七十錢、中小商工業者の九百六十六圓七十錢が多い。その他の職業における夫婦の平均結婚費は著しく少く、其の他の勞務者の四百三圓七十錢、交通勞務者の四百四十二圓四十錢が最も少い。これは俸給生活者の結婚費用の三分の一以下である。

次に結婚費用を項目別に見ると、結納金は、全體の平均では八十九圓六十錢であるが、自由業者の百六十圓が最も多く、これに次いで俸給生活者の百四十一圓七十錢が多い。これに反して其の他の勞務者の四十三圓七十錢、交通勞務者の四十六圓五十錢、日傭の四十七圓二十錢は甚だ少い。

結婚式および披露宴に要したる費用は、全體の平均では二百二十三圓八十錢であるが、俸給生活者、自由業者および中小商工業者において最も多く、それぞれ三百三十五圓、二百八十圓、百五十圓である。これに反して其の他の勞務者および交通勞務者において最も少いが、しかしいづれも百圓も超えてゐるのであつて、それぞれ百十九圓、百二十二圓である。

支度費は、全體の平均では四百七十六圓八十錢であるが、自由業者における八百十五圓、俸給生活者における七百九十九圓が最も多く、これに反して其の他の勞務者における百九十一圓七十錢、交通勞務者における二百圓九十錢が最も少い。

最後に世帯を持つに要したる費用は、全體の平均では百二十八圓三十錢であるが、俸給生活者における百七十一圓六十錢、中小商工業者における百七十四圓四十錢が最も多い。これに反して日傭における四十圓七十錢、其の他の勞務者における四十八圓六十錢が最も少い。

「要するに一夫婦の平均結婚費用は、比較的知識階級に屬してゐると見られる俸給生活者および自由業者において最も多く、中小商工業者これに次ぎ、各種の勞務者において最も少い。結婚費用を各種の項目に分ちて觀察しても、略、同様のことがいひ得られる。

五、結婚前における妻の職業別結婚費用

妻の平均結婚費用は四百七十九圓五十錢であり、そのうちに、自己負擔は七十五圓四十錢、自己以外負擔は四百四圓十錢であることはすでに説明した。しかしこの平均結婚費用および結婚費用に對する自己負擔の割合は、結婚前における妻の職業別によつて大いに差等あるものと考へられる。いま、この點について觀察しよう。結婚前における妻の職業別に平均結婚費用を示せば第八表の如くである。

第八表 結婚前における妻の職業別による平均結婚費用

結婚前ノ職業	結婚ノタメニ要シタル費用		合計	結婚費用ニ對スル自己負擔ノ割合%
	自己負擔ノ負擔	自己以外ノ負擔		
自由業	一二九・三〇	三四六・一〇	四七五・四〇	二七・二〇
女子事務員	一九〇・六〇	二五七・四〇	四四八・〇〇	四二・五四
中小商工業者	一七二・八〇	一二四・三〇	二九七・一〇	五八・五〇
女子勞務者	一〇一・二〇	一〇九・五〇	二一〇・七〇	四八・〇三
家事使用人	九四・二〇	一二八・〇〇	二二二・二〇	四二・三九
農 業	五二・五〇	一七一・九〇	二二四・四〇	二三・四〇
無 職	五六・四〇	五一〇・七〇	五六七・一〇	九・九四
總 平 均	七五・四〇	四〇四・一〇	四七九・五〇	一五・七二

第八表で見ると、結婚前における職業が無職の妻の平均結婚費用は最も多く、五百六十七圓十錢である。これに次いで結婚前における職業が自由

業および女子事務員であつた妻の四百七十五圓四十錢および四百四十八圓が多いが、全體の平均結婚費用四百七十九圓五十錢よりは僅少ながら少い。結婚前にその他の職業にあつた妻の結婚費用はいづれも三百圓以下であつて、殊に結婚前において女子事務者、家事使用人および農業に従事してゐた妻の結婚費用はそれぞれ僅かに二百十圓七十錢、二百二十二圓二十錢、二百二十四圓四十錢に過ぎない。

次に結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では一割五分七厘である。しかしこの割合は結婚前における妻の職業によつて大なる差等があるのであつて、結婚前に無職であつた妻は、その他の職業の妻に比較して最も多くの結婚費用を使用してゐるに反して、自己負擔の割合は最も少く、僅かに九分九厘、すなはち一割未満である。これに反して結婚前に中小商工業者であつた妻は結婚費用の五割八分強を自ら負擔してゐる。これに次いで女子事務者の四割八分、家事使用人および女子事務員の四割二分強が多い。これによつて見れば、職業婦人は、結婚費用の全部を自ら準備するまでには立ち至つてゐないが、大體において、結婚費用の四割乃至六割を自ら負擔してゐる。ただ結婚前に自由業に従事してゐた妻においては、結婚費用に對する自己負擔の割合は比較的に少い。また結婚前に農業に従事してゐた妻も、結婚費用に對する自己負擔の割合は比較的に少いが、結婚前に農業に従事する農村婦人は謂ゆる職業婦人とはその性質を異にしてゐるであらう。従つて結婚費用に對する自己負擔の割合を問題にする場合において、農村婦人は他の職業婦人と區別することが適當でないかと考へられる。

社會生物學見地より見たる

滿洲開拓農村

第二報・開拓農村人口の

年齢構成に就て

笠 間 尙 武

一、緒 言

著者は先に滿洲開拓農村の社會生物學的研究の第一歩として、開拓農村の母性乳幼児の社會衛生的研究をなし、開拓農村の結婚並に妊娠出産に就て報告したが、その際特に痛感したる事は開拓事業の成否はその本來の目的に鑑み日滿兩國に及ぼす影響は頗る大なるものあれば、國民の開拓事業への理解と本事業達成に對して全ての階層の努力と協力が全幅的に傾注されねばならぬといふ事である。殊に從來の開拓政策は兎もすると農業經營に重點が置かれ、従つて指導方針も營農に偏倚する傾向があつた様にも思へるのであるが、眞の開拓政策の實行には先づ營農の要素中最も肝要なる人的要素の完備が第一とされるべきであり、従つて開拓農村の保健問題に就て充分なる指導育成が行はれ、更に將來の開拓農村が質的にも量的にも健全なる發達を遂げしめんが爲の科學的政策根據が必要とされ、將來健全なる人口の年齢構成を得る事を目途とせる開拓政策こそ望まれるべし。